

平成19年 第2回臨時会

厚岸町議会会議録

平成19年5月25日開会

平成19年5月25日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成19年 厚岸町議会 第2回臨時会 会議録			
招 集 期 日		平成19年5月25日	
招 集 場 所		厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成19年5月25日 10時00分	
	閉 会	平成19年5月25日 12時20分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	○	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由紀子	○
8	中 屋 敦	○	16	南 谷 健	○
以上の結果、出席議員16名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議 事 係 長	田 崎 剛
--------	---------	---------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭	靖
副町長	大沼	隆
総務課長	田辺	正保
税財政課長	佐藤	悟
まちづくり推進課長	北村	誠
会計管理者	柿崎	修一
町民課長	久保	一將
保健介護課長	豊原	隆弘
福祉課長	土肥	正彦
環境政策課長	小島	信夫
産業振興課長	大崎	広也
建設課長	佐藤	雅寛
水道課長	常谷	智晴
特別養護老人ホーム施設長	桂川	実
病院事務長	斉藤	健一

(2) 教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	米内山	法敏
生涯学習課長	佐田	靖彦
体育振興課長	松浦	正之
指導室長	酒井	裕之

(3) 農業委員会

事務局長	高根	行晴
------	----	----

1. 会議録署名議員 1 番 音喜多 議員 2 番 堀 議員

1. 会 期

5 月 25 日の 1 日間

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

平成19年厚岸町議会第2回臨時会議事日程

平成19年 5 月 25 日
午前10時 開 議

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	議 案 第 4 0 号	厚岸町カキ風評被害に係る生活支援資金利子補給に関する特例条例の制定について
5	議 案 第 4 1 号	平成19年度厚岸町一般会計補正予算
6	議 案 第 4 2 号	平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算

厚岸町議会 第2回 臨時会 会議録

午前10時00分

議長 ただいまより平成19年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の
日程表の通りであります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員
は、会議規則第118条の規定により、1番、音喜多議員、2番、堀議員を
指名いたします。
日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を
求めます。

10番 谷口委員長 10番。

議長 10番、谷口委員長。

10番 谷口委員長 議会運営委会の報告を行います。第6回の議会運営委員会を先程、9時
より行いました。
議件について説明をいたします。町長提案の議案について、議案第40
号については、厚岸町カキ風評被害に係る生活支援資金利子補給に関す
る特例条例の制定について、であります。本会議において審査すること
にいたしました。次に議案第41号平成19年度厚岸町一般会計補正予算に
ついてでございますが、これも本会議において審査することに決定いた
しました。議案第42号平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、
これについても、本会議において審査することに決定をいたしま 次に
会期についてであります。5月25日、本日1日間と決定いたしました。
以上、議会運営委員会の報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。
本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたように、
本日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、1日間と

することに決定しました。

議長

日程第4、議案第40号、厚岸町カキ風評被害に係る生活支援資金利子補給に関する特例条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

おはようございます。ただ今上程いただきました、議案第40号厚岸町カキ風評被害に係る生活支援資金利子補給に関する特例条例の制定について。その提案理由のご説明をいたします。

厚岸町の代表的な特産品でありますカキについて、昨年12月から全国的にノロウィルスによる感染性胃腸炎の集団感染が急増したことに伴い、感染の拡大とともにカキが原因と特定されたケースはないにも関わらず、カキを原因食品と連想させる連日の報道により全国的に消費者の買い控えが加速し、取り扱いを中止する百貨店も出るなど浜値は大暴落し、歳末を控えて出荷のピークを迎えた全国のカキ生産地は、いわゆる風評被害により大きな打撃を受けたところであります。

道内一のカキの生産地であります厚岸町にとりましても、その影響は大きく、厚岸漁協の市場取扱でも本年1月から4月までと同期間の前年までの3年平均を比較して水揚げ量で約39パーセント、水揚げ額では約49パーセント6,200万円ほどの減少となっており、1年のうちで最も需要の多い時期に起きたこの被害によりまして、カキ養殖業業者は現在、カキ種苗の購入時期にも重なりまして、資金繰りに大変苦慮するなど漁家経営は逼迫した状況にあります。

こうした漁業者の窮地を救うため、厚岸漁業協同組合では制度資金では対応できない生活支援のための貸付資金制度を平成19年6月30日までの貸付に限定し、独自に創設するとともに厚岸町に対しまして利子補給による支援要請がなされたものであります。当町といたしましてもこうした特別な事情を考慮し、カキ養殖業業者の生活基盤と経営の安定を図るため、生活支援資金の貸し付けを行う厚岸漁業協同組合に対し利子補給を交付するため、本条例を制定しようとするものであります。

順を追ってご説明申し上げます。第1条は目的であります。第2条は定義で、この条例における用語の意義を定めたものでございます。1号では、風評被害とは平成18年12月以降のノロウィルスによる被害をいいます。2号では、漁業者とは、厚岸町に住所を有し、厚岸町内でカキ養殖業を営んでいる個人又は法人をいいます。第3号では、生活支援資金とは、厚岸漁業協同組合がカキの風評被害を受けた漁業者に対し、平成

19年6月30日までに貸付けした生活支援のための資金をいいます。第3条につきましては、利子補給の要件についての規定であります。「ただし書」につきましては、町税、国民健康保険税、ごみ処理手数料、保育料、町営住宅使用料、水道料及び下水道使用料に滞納があった場合、担当原課におきまして、後日の納入期日が確認できていて納入が確実と認められる場合をいいます。第4条は、利子補給率及び利子補給の期間についての規定であります。第1項、利子補給率は年0.75パーセントは、貸付利率1.5パーセントの2分の1で設定したものでありまして、貸付利息の2分の1が0.75パーセントを下回った時は、その2分の1の利率を利子補給率とするものであります。第2項、利子補給の期間は、5年とするものであります。第5条は利子補給契約についての規定でございます。規則に定める契約書に基づきまして町長が漁協と利子補給契約を締結いたします。第6条は、利子補給対象額及び承認についての規定であります。第1項、漁業協同組合の利子補給承認申請に基づき、町長が利子補給を承認したものについて、利子補給を行うものであります。第2項、対象額は1件につき300万円を限度とします。第7条は利子補給の額についての規定であります。利子補給の額は各期間における生活支援資金の融資残高に対して第4条の利子補給率、年0.75パーセントの割合で計算した額の合計額とするものであります。第8条は利子補給金の請求についての規定であります。漁業協同組合は各期間ごとに計算書を添えて利子補給金の交付を町長に請求するものでございます。第9条は利子補給金の交付についての規定であります。町は請求が適正と認めたときは請求のあった日の属する月の翌月中に交付するものでございます。第10条は利子補給の打切り等についての規定でございます。第1項、借入金の目的外使用の時は、利子補給を打ち切ることができます。第2項については、条例又は契約条項に違反の時は利子補給を打ち切り、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるという規定でございます。第11条は協力義務についての規定であります。漁業協同組合は融資に関する報告、職員をしての帳簿等の調査に協力しなければならないという規定でございます。第12条につきましては、委任についての規定であります。条例の施行に関しまして必要な事項は規則で定めようとするものであります。最後に附則でありますけれども、議案書3ページをご覧くださいと存じます。この条例は、公布の日から施行いたしまして、早急な資金需要に対応するため漁業協同組合が貸付金の申し込みを開始をいたしました平成19年5月10日から適用するというものでございます。なお、この条例制定によりまして必要と見込まれる

所要額でありますけれども、漁業協同組合の貸付需要額は約30件、金額にして3千万円ほどでございます。これの利子補給に関して債務負担行為など予算措置につきましては、本義会にそれぞれ提案させていただいてございます。以上、誠に簡単な説明でありますけれどもご審議の上、

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

13番 13番。

議長 13番、室崎議員。

13番 ただ今出されました特例条例ですが、第1条の目的で生活資金を貸し付ける事についての利子補給であるということが書かれています。それでその生活支援資金というのは、カキの風評被害による影響を受けたカキ業者の経営の安定に資するためと、要件がいくつか付いていますね。それでこの要件にあたる生活支援資金を貸し付けるものであるということの判断は、町が行うのか漁業協同組合が行うのか、まず、それが1点。それから第10条ですね。そこでこの借入金を借入目的以外で使用した時は、というふうになっていますがそれは誰がどのようにして判断を行うのか、また、2項で条例又はこの条例に基づく契約条項に違反した時となっていますが、これも誰がどのようにして判断をして、そのような結論を出すのか、その点について説明をしてください。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 まず、1点目の第1条の目的の関係でありますけれども、判断は誰が行うのかという内容でありますけれども、この支援資金については、漁業協同組合がカキの風評被害を受けたカキ漁業者に対して生活支援資金を貸し付けると。漁業協同組合が貸し付けるということであります。この貸付につきましては、漁業協同組合が独自の資金で、資金対応ということで資金要領というものを設けまして、それに基づいて漁業協同組合が貸し付けるという内容でございます。従いましてこの貸し付けた後に厚岸町に対してですね、利子補給の申請を行うという内容になってますので、その後町としてもその申請に対して審査を加えまして承認書を出すという事務手続きになってございます。従って、判断につきましては、あくまでも漁業協同組合が貸付をするということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。それから2点目の第10条。借入目的の、利子補給等の打ち切り等の関係でございます。これにつきましても、この借入目的以外に使用したときということでございますが、これについてもこの借入目的以外・・・、漁業協同組合がこの借入目的以外に使用した時、そのような状況として判断した場合ですね、厚岸町に対して変

更の通知がされることになってございますので、この変更に基づきまして最終的に町の判断でこの打ち切りを決定するという内容でございますので、ご理解願いたいと存じます。

（「答弁もれ」の声）

議長 産業振興課長。

産業振興課長 誰がどのようにという内容であります。10条の2項の件でございますけれども、10条の1項同様に漁業協同組合からのそういった変更といえますか、変更の申請書、申し出によりまして町が判断するという内容でございます。

議長 13番、室崎議員。

13番 1条については、わかりました。要するに漁協がこういうような漁業協同組合がこういうような要件にあたる生活支援資金であるという、そういう制度をもって貸付をするという者に対して、町に利子補給という形で、いわば助力してくれと、協力してくれということで行うんだというのわかりました。そうすると実質的な内容については、全て漁業協同組合のほうで判断をしますと、そして、要件にあたっているということで、まあ、申請書なりが出てくるわけでしょう。この資料としてついている方を見るとそういうふうになっていますからね。それで町は0.75パーセントという利子補給を行っている、ということですね。ところが10条のほうを見ると、当該借入金の借受目的以外に使用した時はというのについては、主語が町長なんです。町長がこれを判断するんじゃないですか。それから2項にいたっては、漁業協同組合がその責めに帰すべき理由によってか。この条例またはこの条例に基づく条項違反をした時云々と、こういうふうになっているわけですよ。その判断が漁業協同組合が行うんですか。あなたの答弁ではそうなりますよ。全然、違うんじゃないんですか。特に2項に関しては、11条っていうものがありますよ。これは町が審査するんでしょう。そのために協力義務が課せられているんでしょう。今のあなたの考えではそうじゃないでしょう。提出者がこんな説明をしていてどうするんですか。きちんとした答弁をしてください。それから、具体的に、融資を受けた漁業者が借入金を借受目的以外に使用したとは何を意味していますか。具体的な事例を上げて説明していただきたい。

〔休憩〕 午前10時20分

〔再開〕 午前10時23分

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 まず、10条の関係でございます。10条の関係につきましては、1回目の答弁でも答弁いたしましたが、あくまでも漁業協同組合が町長に対して変更があった場合について申請をして、最終的に町長が判断をする内容であります。ただし、第11条、11条に基づく関係諸帳簿等の調査ということも考慮をしながら最終的にこの10条2項については、最終的に町長が判断をするという内容でございますのでご理解をいただきたいと存じます。それからこの1条の目的の関係であります。これはこの資金につきましては、生活支援資金でございます。従いまして、カキの風評被害によりまして漁業者が、生活が非常に逼迫しているということで漁業経営の大変逼迫しているとそういった状況があり、漁家の経営とそれから生活基盤の安定を図るということでございますので、可能な限りそういったことを逸脱しない限りですね、こういった漁業者の生活基盤とあるいは経営安定のための資金ということでございますので。目的外使用という定義でございますけれども、この生活基盤の安定のための資金ということでありますから、この生活支援資金という名目でありますけれども、ほとんどこの目的外使用ということは殆ど考えられないんですけれども、よほどの逸脱したケースでない限りですね、この支援資金が借りられるというふうに判断してございます。以上でございます。

（「答弁になっていないな。その逸脱しているのがどんなものなのか聞いているんだ。殆ど考えられないんなら記載する必要ないだろう。」の声）

議長 産業振興課長。

産業振興課長 漁業者は、まず最初に漁業協同組合の窓口で、その融資担当者のところに相談にまいるわけでありまして。それでその融資担当者に漁業者については、その現在の状況等をお話しをして、漁業協同組合のその担当或いは漁業協同組合が判断を、融資の可否を判断をするということでありまして。ですからその逸脱したということは、例えば常識的に、遊びに使うとかそういったことがない限りこのような融資が可能というふうに判断をして漁業協同組合が町に申請を上げるということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

13番 議長。

何を言っているかよく分からないんですけれどもね。この場合に、あの漁業近代化資金のように設備を作るといようなことが明確な場合に例えば、船を造るといことで借りて、そんなことは実際ありえませんが、そのお金で家を建ててしまったなんていうときには、これは借受目的以外というのは明確ですよ。しかしこのように、いわば生活支援資金であり経営の安定に資するとなっているわけですから、経営にも生活にも使えるわけですね。そうするとその借受目的以外をですね、どうやって判断するんだっていうことになるんですよ。それから今、遊興費といような言い方をしたんだけど、金に色はついていないんですよ。そうするとこの借受金というものは、帳簿上は確かに何年何月に入金はしているかも知らんけれどもその財布に入ってしまった場合にですねそのお金は全部一緒になってとけてるわけですよ。その内のこれをこっちに使いました、これは生活用の資金に使いましたってどうやって分けるんですか。そういうような問題が出てくるわけです。それでそれは全部漁協が判断するんだとおっしゃったからそれ以上突っ込みはしないんだが、そうするとまたこの条文がおかしいんだ。これは厚岸町がいわば生活支援資金を貸し付けているわけじゃないんですよ。漁業協同組合が貸し付けているその返還利息についての支援なんですよ。そうすると今言ったような借受目的以外の使用であってこれは漁業協同組合として貸し付けた目的に合っていないと、それが具体的に何だかわかりませんがね、いうことになったら、そこで貸付金の返還命令なりあるいは要するに、今後についてのことは出てこないわけでしょう。そうすると利子補給といのはそこであり得るんですか。漁業協同組合としては、貸付目的には違反しているといこと町に報告してその上でなおかつそのまま貸しておくんですか。そういうことにならないでしょう。町にまで報告しなければならないような明確な違反があったときに、それを貸し付けたままにしておかんでしょう。これは金融機関の貸付でも同じですよ。そのものについて、町が黙っていれば利子補給をしなければならない場面があるんですか。非常に、この10条1項、おかしい。書き方が。町が直接の支援資金を貸し付けている場合ならこういうようなものが、利子補給じゃなくてもあるでしょうけれども、ありうるかも知れないけれども。今言っているのは、判断もそれからその貸付云々も全部漁業協同組合なんですよ。その、いわば一部助成を行っているにすぎない。その点、どのように説明するのか、きちんと説明してください。それで2番目については、11条の調査を行って出てくるということではないですね。じゃ、まあ、そのように解釈しますが10条1項についてはどうしても納得できないものがでてきますね、この文面では。その点、如何なんですか。

〔休憩〕 午前10時47分

〔再開〕 午前11時01分

産業振興課長 議長

議長 産業振興課長

産業振興課長 大変時間をとらせて申し訳ございません。ご質問者がおっしゃる漁業者が目的外使用をした場合、町がそれを事実と判断した場合、そういうケースがあるのかというご質問でございます。そういう場合につきましては、殆どないということで、それからさらに、そういうケースは無いのが一番であります。仮にそういう悪質なケースがあった場合については、一般常識の判断ということになります。さきほども答弁申し上げましたが遊興、あるいはご質問者もおっしゃられましたが、車とかあくまでもそういった場合ということが仮にわかった場合、漁業協同組合の協力が必要ということになりますけれども、町が組合にそういった資料提供等を求めて明らかに目的外使用ということで判断した場合についてのケースがこの10条の条項ということに判断してございますのでご理解をいただきたいと思います。

（「報告漏れあり。」の声）

議長 産業振興課長。

産業振興課長 答弁漏れ、大変申し訳ありません。融資の継続についてのご質問かと思えますけれども、この明らかになった場合については融資は当然打ちきりというふうになりまして、厚岸町に対して漁業協同組合が変更申請を提出いたしまして町の方で最終的な変更についての判断を下すという内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

〔休憩〕 午前11時02分

〔再開〕 午前11時02分

議長 産業振興課長。

産業振興課長 まず、違反を起こしたというふうに判断をするのは漁業協同組合が判断をするという内容です。それから漁業協同組合が仮に融資をしたと、融資をして厚岸町に対して利子補給の申請がまいりましても町はあくまでも利子補給金につきましては公金でありますので、最終的に町長が判断をするという内容でありますので、10条については町長が判断できる

という条文でございますのでご理解を願いたいと存じます。

1番 議長。

議長 1番、音喜多議員。

1番 今回の条例は、特例ということで、ここに第2条の定義にも書かれているとおり昨年の12月以降のノロウィルスと、今回、昨年の年末期を含めて起きた事件というふうに定義が付けられておりますが、それに伴っての生活資金がこの6月30日までに貸し付けた資金、生活資金への融資資金ということになっています。それで今後ですね、このノロウィルスによる被害というのは発生しなければいいものなんです、カキというものからすると同様のことが考えられないこともないと。そうすると同じ事が起きた場合、また同じような条例を期限付けて出てくるのかなというものの疑問点が、去年の暮れ以降というか、去年以上に被害の大きい問題が出てきますとですね、非常にまたこういう状況が発生する恐れがないかと。特に私どもの町としてはですね、シングルを、カキえもんを育てていかなきゃならないという、今、発展途上というかそういう確立、養殖自体が確立されていない中での進行形の状況の中で、再発しないということが危惧される。そういった場合にどういうふうな対応を考えられるのかなということがひとつ。それから第3条の利子補給の要件として、公的負担というか、そういった町税を含めてこういう問題点が完納というふうにされているわけですが、現にこの風評被害で被害を受けたのは18年度です。すでに今は19年度でありまして、18年度までにこの1項から6項にいたるまで完納していなければ絶対だめなのかという疑問点も生じてくるわけです。18年度でこういう被害を受けて18年度中に完納はしたいものの、年度明けてまだ間がありませんがそういった点ではちょっと、真面目に一生懸命納めてきたが18年度においてはこのことによって、1点でもひっかかっていたらこの融資が受けられないのかという疑問点が出てくるわけです。その点は私は、少し解釈の仕方だと思いますけれども、努力している者に対しては、それは組合が見ればわかるかと思います。農業協同組合であれば組勘という組合が管理していますけれども漁業協同組合については管理があるのかどうかはわかりませんが、やはり組合も組合員の生活を見ているという、融資をしているということからすれば、そのことが判断できると思うんです。町がこういう条例を作ってがちがちにしてしまうとですね、やはりその助けられるというか、もう少し巾を持たせられるという余裕のある運営の仕方をちょっと考えられないかという2点ですが、いかがでしょう。

産業振興課長 議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

まず1点目の長引いた場合、再度またこういった条例が出てくるのかというお話しであります。今回につきましては、提案理由でご説明をいたしましたが、非常に漁業者の方で逼迫していると、経営の方が逼迫していると。それとカキの稚貝の購入時期もあるということで、あと昨年の暮れからこの風評被害、非常に長引いてカキの値段が今もって上がってこないという状況がありました。そこで今回漁業協同組合の方で漁業者の経営、生活等を考えまして今回この生活支援資金という貸付を行ったという内容でございます。このまた出てくるのかというお話しでありますけれども、今後の経済情勢、社会情勢それから風評被害がどれほど長く長時間続くかということもございますけれども、今現在この件につきましては緊急性が非常にあるということで急遽6月議会ではなくて臨時議会にですね提案を申し上げたということでもあります。今後の関係については、全国的にノロ対策、非常に急務ということで各地でいろいろな形でノロ対策が現在考え出されておりますけれども、厚岸町といたしましてもこのノロの対策ということで、3月の議会でもご提案申し上げて予算化してございますけれども、来月、6月の下旬にですねこういったノロ対策の先進地視察等を実施したいというふうに考えてございます。とりあえず今回の場合については緊急性があったということで、また出てくる出てこないかという答弁では不足かも知れませんが、現時点で緊急性があるということで今回のご提案をしたという内容でございますのでご理解をいただきたいと思います。それから公納金の関係であります。これについては第3条で公納金の滞納があった場合については認めないという内容であります。これにつきましてもですね、特例条例でありますから、特例条例といいましても町民からの税金を充てるということであります。年度といたしましては、現在5月30日、5月末までは平成18年が現年分ということでもありますけれども、町の統一した考えについては、平成17年から滞納があった場合というふうに町の方では仕切ってございますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長

1番、音喜多議員。

1番

今の答弁の中にも非常に苦しいというか、今回は緊急的に、緊急性があつてのこういう特例条例を上程するということでもありますけれども、先程、私の質問の中でお話ししましたが今後、こういう事が発生しないでほしいと願わざるをえないわけですが、何せそういう被害が出ればマスコミはまた報道すると、しかしそれが被害になるのかどうかは別にしても報道されることによって、また、その消費者がそういう状況に落ちいらぬとも限らないんだと。今回の、昨年からみても半年

くらいになるわけですが、この春の花見時期を見てもですね、漁業者については回復していないと、売れないと。今朝もカキを注文しておいて送り込まなければならないんですが、非常に安いと。むき身で500、1本が千円いかないと。組合では、直売店ではまだそれ以上しますけれども。浜の人方は、いつもよりずっとずっと安くてと、それが安くても売れるならばいいけれども、売れないという話をされていました。しかしこれは長引く状況だなというふうにう感じてきたんですが、今回特例という事での今回限りの条例のようですが、この次またこういう状況に陥った場合ですね、やはりこれは厚岸町がここで打ち切りというか、カキはもう完全に自立して、生産者も一人前だよというか、もう万々歳の生活ができるんだよという状況にくれればいいんでしょうけれども、私はまだまだ当分の間こういう問題については続くだろうというふうに思います。そんな意味では次回こういうものを作る場合は、今回は緊急性というか、本当に半年の間に組合との中で相談してこういうものができてきたんだろうと思うんですが、今後じっくりとやはり組合と協議して永久的なというか、そういうことを使わなくてもいい条例というのは難しいのかも知りませんが、そういう状況のものを、きちっとしたものを作っていたきたいというふうに思います。それから二つ目の公金の公的負担というか、完納の件ですけれども、17年、18年ということになってみるというか、過去の支払状況を見るということではありますが、わたし、さきほどもお話ししましたが、17年度までは完納してきたけれども、18年度がこういう状況にあるという部分についてはですね、その額というか、過去のデータをみればその辺は一目わかると思うんですよ。支払状況については。そういった意味ではある程度巾をもたせられないかという私の主張なんです、それはできないというのは立前なのかも知れませんが、その辺は重々組合と相談していただきたいなというふうに存じます。以上です。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

まず1点目の関係でございますけれども、全国的にカキの値段が回復していないという状況がずっと続いてございます。昨日の段階でも北海道の方に問い合わせ、あるいは業界の新聞等にもですね問い合わせしても、北海道についてもあるいは全国的にもカキの値段は回復していないというふうな状況が続いているということでもあります。この今回の緊急融資的なことについては、今後また組合の判断で、今後継続するしないというのは、また、組合の判断だというふうに思いますけれども、こういった全国で苦しんでいるノロ対策、これからは生産者あるいは組合、

それから行政を含めた地域間での取り組みが大変重要になってくるのではないかというふうに思っています。厚岸町といたしましてもそういう流れに遅れをとらないためにも今後情報の収集をしてまいりたいというふうに考えてございます。それから2点目の公納金の関係でございます。救済措置的な目的もございますけれども利子補給であります、特例条例ということもいろいろ考えたわけでございますけれども、他条例との整合性も考えてですね今回のような形にさせていただいたというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長 1番、音喜多議員。

1番 一つだけ確認しておきたいと思っておりますけれども、さきほどもお話したとおり今後こういうことがないように願うだけなんですけれども、組合と今後このような状況が再度出た場合は、その時は自信を持った条例の出し方ができるようなこれから協議するという考え方、きちっとした考え方に基づいて条例を出してくるという、組合との話し合いをきちっとしてそういう条例をつくるということをするという考え方をお持ちかどうかを、その辺を確認しておきたいと思っております。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 議員、おっしゃるとおりですね、今後、組合とも情勢を把握しながら組合の方と協議しながら対応策等進めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

議長 他にございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり、決しました。

議長 日程第5、議案第41号平成19年度厚岸町一般会計補正予算についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長 議長。

議長 税財政課長。

税財政課長 ただいま上程いただきました、議案第41号、平成19年度厚岸町一般会

計補正予算、1回目の提案理由を説明させていただきます。議案書の1ページでございます。平成19年度厚岸町一般会計補正予算1回目。平成19年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、143万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、77億9352万3千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。次ページお開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では、1款、1項。歳出では、2款、2項にわたって、それぞれ、143万3千円の補正であります。事項別によりご説明させていただきます。5ページをお開き願います。歳入であります。20款、1項、1目、繰越。1節、前年度繰越金143万3千円の増。

続いて7ページ、歳出であります。5款、農林水産業費。3項、水産業費、2目、水産振興費。カキ養殖漁業風評被害生活支援資金利子補給13万3千円の増であります。先ほど、ご承認いただきました、議案第40号厚岸町カキ風評被害に係る生活支援資金利子補給に関する特例条例に伴う、本年度分に係る利子補給見込額の計上であります。9款、教育費1項、教育総務費、2目事務局費。損害賠償訴訟事務委託料130万円の増であります。

内容であります。今月8日開催の第1回臨時会において行政報告させていただきました、損害賠償請求訴訟事件に係る、弁護士事務委託料でございます。以上で歳出の説明を終了させていただきます。

1ページへお戻り願います。債務負担行為の補正であります。第2条債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。3ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正の追加であります。事項、カキ養殖漁業風評被害生活支援資金利子補給に関する債務負担。期間、平成20年度から平成24年度まで。限度額、46万5千円。

歳入歳出予算で説明させていただきました、カキ風評被害に係る生活支援資金利子補給に係る、平成20年度から24年度までの利子補給額について債務負担行為の設定を行うものでございます。次に、事項、備荒資金組合防災資機材譲渡償還金に関する債務負担。期間、平成20年度から平成23年度まで。限度額、5090万5千円。内容であります。各小中学校パソコン機器整備について、当初予算において、リース契約による導入整備として予算措置をしているところでありますが、当該リース契約による導入費と比較し、低価格での導入が見込める事業として、北海道市町村備荒資金組合の貸付事業を要望するべく同組合と現在協議等を進めているところでありますが、この要望に際し債務負担行為の設定が必要なことから、この度、当該債務負担行為を追加するものでございます。債務負担行為に関する調書補正につきましては、記載のとおりでござい

ますので、ご参照願います。以上をもちまして、議案第41号の説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

13番 13番。

議長 13番、室崎議員。

13番 あの、歳出のカキ養殖業者の風評被害利子補給金13万3千円となっていますね。この計算式とでもいいですか、どういう計算によって今回13万3千円の張り付きになったのか。おそらく借入金、一括して払うわけじゃないから何回かの分割の今年度分の支払の利息の、なおかつ0.75パーセントまでの補給とかなんとかいろいろあると思うので、そのあたりを詳しく教えてください。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 今回につきましては、提案理由でもご説明申し上げましたが、需要見込み額、30件、3千万円という数字を基に、今回この予算を計上したものであります。議案の提案理由でもご説明いたしましたが今回、6月30日までの貸付分であります。来年からは1月1日からの日数計算になりますが、今年度については6月30日までの貸付実行日がございますので、貸付日から6月30日までの日数に貸付金額をかけてそれを365で割って、融資平均残高ということになります。さらにそれと別に7月1日から12月31日までの日数に貸付残高をかけて365で割ると。その分の平均融資残高が出てまいります。その、最初に申し上げた6月30日までの融資残高と12月31日までの融資残高を加えまして、それに利子補給率0.75パーセントをかけた金額について、その30件分として今回、平成19年度分の補正として13万3千円が今回計上されたという内容でございます。

議長 13番、室崎議員。

13番 あの、流れはわかるんですが、13万3千円が出てくる数式をばらばらっと今、そういうふうに言われても私の頭では追って行けないんですよね。それで、できましたら、後の議会でもいいですから、資料としてやはり議会に示してもらいたい。それでこの、ついでにいいですと債務負

担行為でもって46万5千円というのが出ていますよね。これがおそらく30件、3千万円の、これに13万3千円をたして総額になるのかどうかはわからないんですけども、結局、利子補給の今、見込まれる総額と。そして今年度はこういう形でもって13万3千円ということになったと思うので、そのあたりを資料として出していただければいいので、この後の議会といったら6月議会になるのかな。それはそれでもいいですから、あるいは各常任委員会が開かれると思うんでその時でもいいですから、何らかの形で議員の方に示していただけるとありがたいんですが。まず、お願いしたい。それからもう1点ですが、行政業務委託料です。これについては今回、130万円という計上がありますが、この訴訟でどのように転がっていくかわからないので、上限、下限いろいろあるでしょうけれども、その向こうのいうとおりに損害賠償額が認められたなんていうことはちょっとこっちに置いてですね、弁護士費用というのかな、弁護士費用というのは大体、大雑把にみてどのくらいかかりそうだというふうに見込まれるのか、そのあたりわかれば教えていただきたい。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 資料については直近の議会に、資料として提出させていただきたいと存じます。

議長 管理課長。

管理課長（教委） 今回、計上させていただいている分は、訴訟事務としまして着手金、それと経費という部分で今回130万円計上させていただいておりますが、実はこの訴訟に関する弁護士費用、大きくはやはり最後に報酬という部分が出てまいります。この報酬ですけれども、いろいろな弁護士費用の計算方法がございまして、一時は弁護士協会で一律に定められていたものがございまして、現在は各弁護士さんの判断で決めているようでございます。私どもが依頼しております弁護士さんによりますと、通常はいろいろな方式がありまして、今回に関しましては実は訴額、要するに訴えた額があまりにも大きいと。これを単純に従来の率でしますとかなり大きなものになるということがございまして、実は今後、今現在まだ最終的に決まった話ではございませんけれども、大体どのくらいというのが実は、お示しできません。というのはですね、実は、成功報酬という意味合いをもつものですから、現在訴えられております金額、1億500万円程度の利子とか弁護士費用がつきますからもっとなるんですが、それに対して成功報酬ですから減額になった分、例えば1億何某が半分になりますと5千万円程度。その5千万円程度減った分に対して5パーセント程度でどうだろうかというようなところで現在進めておりますけれども、

そうしますと5千万円減りますと250万円程度が報酬としてあがってくるのかなと、減れば減るほど弁護士さんは報酬が上がりますけれども減らなければ報酬がゼロということになる。そんなような契約でどうだろうかということ取り進めてございます。

10番 10番。

議長 10番、谷口議員。

10番 債務負担行為でちょっとお伺いしたいんですが、備荒資金組合の防災資機材譲渡償還金に関する債務負担ということで、今の説明では、小中学校のパソコンの購入に関わるものだという説明があったんですが、この防災資機材と学校のパソコンとはどういう関係があってこのようになるのですか。

税財政課長 議長。

議長 税財政課長。

税財政課長 ご答弁申し上げます。議員、ご承知のとおり北海道市町村備荒資金組合につきましては、いろいろな業務がございます。その業務につきましては、この組合の条例で定まっているところでございます。この条例の業務の中身に規定がございまして、条例でいいますとこの防災資機材の譲渡に関する条例、条例名ですけれども、その中に同様の譲渡ができるかというものが別表で規定されてございます。その中にパーソナルコンピュータという項目がございまして、ハードウェア、ソフトウェア及び庁内情報、この「ちょうない」というのは庁舎内の「庁」という字を書いてございます。情報通信網、これはRAN（ラン）整備等という規定がございまして、要するに規定に基づいてこの譲渡事業を活用できないかということで現在、組合と協議を進めてございます。その協議が組合の方で理事会等が通過した場合に、よろしいですよということになった場合はこの制度が利用できるということで現在、協議中でございますのでご理解賜りたいと思います。

10番 10番

議長 10番、谷口議員。

10番 そうするとこれはあれですか、行政事務を行うためのパソコンと理解してよろしいですか。学校の教材として使うパソコンではなくて、行政

事務の関係で必要になるパソコンということでしょうか。

税財政課長 議長。

議長 税財政課長。

税財政課長 お答え申し上げます。条例上、この防災資機材につきましては、いわゆる防災資機材の譲渡ということで基本的には防災用の資機材ということの大原則がございます。ただし、その中でこの情報通信機器も防災の用に供することができるであろうということで協議中でございます。その判断が組合の方でなされると防災資機材という、こいう名称でこの備荒資金組合の業務の中において定義されてございますが、この通信機器、いわゆるコンピュータ機器というものがそれにも該当するであろうという判断がなされた場合には、当然、教材としても使えますし、防災機器としても使うということで、譲渡の該当になるのではないかとということで目下協議中でございますのでご理解賜りたいと思います。

議長 他にございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします討論を省略し本案は原案の通り決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り決しました。

議長 日程第6、議案第42号、平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長 議長。

議長 税財政課長

税財政課長 ただいま上程いただきました、議案第42号、平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、1回目の提案理由を説明させていただきます。補正の内容につきましては、平成18年度の国民健康保険特別会計決算見込において、発生する赤字見込額について、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度の歳入を繰り上げて充てる、繰上充用を行うもので、当該所要額について、平成19年度の歳入歳出予算の補正を行うものでございます。

恐れ入ります。議案書の1ページでございます。平成19年度厚岸町国

民健康保険特別会計補正予算、1回目でございます。平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2007万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1744万5千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次ページをお開き願います。第1表でございます。歳入歳出予算補正。歳入歳出それぞれ、2007万8千円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入でございます。平成18年度決算見込上、赤字が生じる見込みとなったことから、その赤字見込み相当額を、平成19年度予算歳出で繰上充用支出する財源といたしまして、1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税。1960万3千円の増。2目、退職被保険者等国民健康保険税。47万5千円の増でございます。節説明欄記載のとおり、医療給付費、介護納付金滞納繰越分につきまして、それぞれ収納率、約74パーセント相当分を収入見込みとして計上したものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

続いて歳出でございます。6ページをお開き願います。8款、1項、1目、前年度繰上充用金、2007万8千円の計上でございます。平成18年度決算において生じる赤字見込相当額、2007万8千円を、平成19年度歳出予算に計上し処理をするものでございます。

以上を持ちまして議案第42号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

町民課長 議長。

議長 町民課長。

町民課長 補正予算の審議をいただく資料といたしまして配付をさせていただいております、議案第42号説明資料、平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計決算見込書について、説明をさせていただきます。資料の方は最終予算と決算見込との対比、ナンバー1の方であります。それから裏面は平成17年度決算との対比、ナンバー2の2種類でございます。金額の単位は、千円単位でございます。まず、ナンバー1の予算と決算見込の対比についてであります。歳入合計の決算見込額、一番下であります。17億9602万9千円で最終予算との対比では7715万8千円の減となりました。減少の主な要因であります。3月補正予算の段階で、財源確保のため収納率を高く見積もらせていただきました保険税であります。決算見込で、1億4029万9千円の減となったものであります。保険税の決算見込

収納率は、一般と退職を合わせて現年度課税分で91.23パーセント、滞納繰越分で11.17パーセントを見込んだものであります。次に国庫支出金であります、3段目であります。財政調整交付金の決算見込額が1億5761万1千円と予算に対して3833万1千円の増加となりました。3月補正予算時点では普通調整交付金分の見込額のみを計上させていただいております、不確定要素であります特別事情加算を見込んでおりませんでした。普通調整交付金の交付按分率そのものが3月補正見込より高く配分されたということが1点目。それから不確定要素の特別事情加算分が交付されるということになりまして、最終的に予算を上回ることになったものであります。次に歳出でございます。表の右側でございますが、決算見込の合計額、下の欄であります。18億1610万7千円で最終予算額に対し5708万円の減であります。減額の主な要因は保険給付費であります、5507万3千円の減少となったことが主なものであります、一般被保険者分では入院、入院外ともに受診件数、医療費が予算見込を下回る結果になっていきますし、退職分では入院外が予算見込を若干上回りましたが入院で件数医療費が下回ったことから退職分全体として支出が減少したものであります。収支の結果として右下の表であります。収支差し引残及び翌年度繰越額でお示しのよう、歳入歳出の決算見込では2007万8千円が不足する見込でございます。3月補正予算段階では、10月分から翌年2月分までの約5ヶ月分における医療費につきましては、推計による計上でございます。従いまして、推計の方法としまして、過去の医療費等を勘案し算定をするわけではありますが、18年度におきましては診療報酬が3.16パーセント引き下げられたという背景もありまして、こうした要素も折り込みながら推計をさせていただきましたが、歳入の増加、それから歳出の減少によりまして、年度末では、平成17年度末の累積赤字を・・・、失礼いたしました。年度末では18年度決算段階での累積赤字を約1億3千万程度と見込ませていただいておりますが、一挙に圧縮される結果になったものであります。歳出につきましては、確定額であります歳入につきましては保険税が5月16日現在における見込額として計上しております、5月31日までの収入額をもって最終決算額を確定をさせていただくことになります。次に裏面の方をご覧ください。

あらあらの説明になると思いますが、17年度の決算との対比でございます。それで歳入合計であります、17年度対比で、5868万6千円の増であります。保険税では2949万3千円の減、国庫支出金で3073万円の減となりましたが共同事業交付金の欄であります。共同事業交付金が9016万7千円の増が増加要因となったものであります。歳出の方であります。歳出合計では、17年度のとの対比で、5442万6千円の減であります。保険給付費で7835万8千円の減、老人保健拠出金で4381万9千円の減であります、歳入の共同事業交付金の関連であります共同事業拠出金が8470万3千円の増であります。この共同事業交付金には昨年10月からの新た

な共同事業が加味をされまして前段申し上げました歳入での交付金、それから現在の共同事業の拠出金それぞれが増えているところであります。以上簡単な説明となりますが決算見込の資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑を行います。

10番 10番。

議長 10番、谷口議員。

10番 今回この繰上充用が前年から見ると大幅にこう引き下げになっているわけですが、お尋ねしたいのですが、今、資料を町民課長の方から説明をいただいたわけですが、前年度との比較、ナンバー2についてでありますけれども、これを見ますと健康保険税の納入額が減、その一方で医療費に関わる療養費、給付費、こういうものがこれも大幅に減になっているという状況なんです、このそもそもについてもう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。それからもう一つはこの決算見込の中で、診療報酬の改定が一つは大きな要因として減となった原因があったのではないかなというように説明があったんですが、これと例えば、お年寄りの方々の医療費の抑制が働いているのかなのか、その辺についてはどの様に考えておられるのか、まず、お伺いいたします。

町民課長 議長。

議長 町民課長。

町民課長 お答えを申し上げます。決算見込におけます保険税の17年度対比でのマイナス要因でございます。18年度の調定額のお話しをした方がわかりいただけたと思いますが、現年度分に限ってのお話しであります。17年度対比で申し上げますと18年度の現年度の調定額、一般被保険者分それから退職被保険者分、もちろん医療分、介護分合わせての話ですが、調定額で18年度3280万円ほど下がっております。これが決算におけます保険税の決算見込が全体的には下がるという中での要因であります。それから滞繰分のお話しも付け加えさせていただきますと、滞納繰越分では17年度と18年度の対比では、18年度が3200万円ほど増えております。17年度で1億2200万円、18年度で1億5500万円という概数での数字であります、こういう数字であります。収納率で申し上げますと17年度の滞繰分の収納率は10.4パーセント、これに対して18年度の見込であ

りますけれども、11.17パーセントということで、0.75パーセント程度収納率を多くみておりますが、こうした数字の状況から決算見込に申し上げます単純な比較で申し上げますと17年度よりも18年度が下回っているということでもあります。それから医療給付であります。二つ目ですが、医療給付の状況はですね、3月補正を推計する、いわゆる1月段階の数字でありますけれども、さきほどの資料の説明でも若干触れさせていただきましたけれども、もっております数字は7ヶ月分であります。それで残り5ヶ月分につきましては、過去の給付状況も踏まえた推計値となるわけではありますが、ちょうど推計をした直後から医療給付費が下がり続けるという状況がございました。もう少し具体的にというお話をいただきましたので申し上げますと、まず、一般被保険者の受診状況がありますが、受診件数は18年度5万3046件。これは、件数としましては17年度5万3879件でありますから、830件程度下がっておりますがほぼ横ばいだろうという比較でいいと思います。医療費の方ではありますが、給付費の資料ではなくて医療費の資料で申し上げますが、いわゆる受益分の数字であります。医療費で申し上げますと17年度対比で7880万円下がっております。率にしまして6.9パーセント程度下がりました。それから退職の方ではありますが件数では18年度1万2015件、前年度1万408件でありますから1600件程度増えております。率にしまして15.4パーセントの増であります。これに対して医療費の方は3519万マイナスという状況が出ております。率にしまして12.2パーセント程度、金額で約3500万が減少になったということでありまして、こちらの方は件数が増えているのけれども医療費が落ちていると。17年度特徴的に申し上げますと脳疾患で1件あたりの大きな手術、治療が目立っておりましたので、そういう意味で入院にかかる費用が18年度においては下がる、それがなかったという意味での下がる要素になっているのではないかというふうにみております。それで私ども決算見込を作るにあたりまして、ここまで下がるとは予想していませんで、釧路管内の釧路市も含めて8市町村の年度末見込の数字を調査をさせていただきました。個別には具体的に申し上げられませんが、8市町村の内、5つの、一般分ではありますが、一般分では5つの市町村において前年対比で医療費が下がるという状況がございました。それから退職分につきましては8つの内の半分、4市町村において医療費が下がるという傾向が出ております。この要因は何かということにつきましては、現時点では分析する能力も資料も実は持ち合わせておりませんで、これからいろいろ分析をしていく必要があるというふうに考えておりますが、議員、次におっしゃいました、いわゆる診療報酬の改定の影響、それから特に高齢者の部分の診療抑制というものがどうなるのかということも大事な分析要因になってくるだろうというふうに思っております。診療報酬の部分ではありますが、医療費本体では1.36パーセントの減額改定ということでもあります。残る2パーセントが薬剤に

対する改定分でありまして、合わせて3.16パーセント下げましたという改定でありました。このことの影響するものは、個別の積み上げの中ではちょっと申し上げることはできませんが、薬剤に関してはですね、ごく僅かではありますが薬剤の利用件数は増えているんだけど、数百万程度の減少として、減額として薬剤の分は出てきていると。2パーセントの減という改定の分が若干は結果的にはねかえっているのかなと思っております。それから高齢者の部分であります。私どもも特に70歳以上の方々のデータを毎月取っております、この70歳以上の方々の医療費の状況をまとめてみたのですが、対象者としましては18年度末で567名であります。前年度末対比では115名の増であります。115名といいますのは、前年対比でいいますと25パーセントの増という大きな数字であります。受診件数の方であります、17年度8769件であります。18年度が1万2383件であります。差し引き3600件増えたということでありまして、件数では抑制がかかっているものではない。それから医療費の方であります、医療費の方は18年度2億6700万であります。それから17年度を申し上げますと1億9900万でありますから、約6700万増えたことになります。単純な話で申し訳ありませんが、対象者の増が25パーセント、件数で3600件、41パーセントの増。医療費で6700万、34パーセントの増という状況をみますと負担の引き上げというものが昨年ありましたけれども、そのことが直接影響して診療の抑制ということにはなっていないという、総体の話としてはそういうふうに思っております。ただ、個別のお一人お一人の部分で申し上げますとそういったこともないとはいえないというふうには思っております。

10番

10番。

議長

10番、谷口議員。

10番

あの、今、説明いただいたんですけれども、結果的にその前年度からみると歳入の面でも歳出の面でも、それぞれ減額になってしまったということと、その差額が大きく縮まったことによる繰上充用金の必要額も多少、ある意味前年度からみると大幅な減額、少ない額で繰上充用ができるのではないかとということになっているんですけれども、あの今課長から説明していただいたんですけれども、この収納率の問題で言うと、大変高額の国民健康保険税を納入しなければならないということで、今後の問題もひとつ伺いたいんですけれども、今回、繰上充用でその財源に予定されているのは全て滞納繰越金を充てているわけですが、これ、今度機構が実際に稼働をはじめるわけですね。今年度から。そうするとこの機構の、機構による活動によって収納率は前年度までの滞納分について、今度はどのくらいを見込んでいるのかをお伺いしたいと。

それと実際にその滞納されている中でも大変な生活を、場合によってはされている人もあるのではないかなと、事情が変わってくる場合もありますから、そうするとそれらに対する対応はどのようにしていくのかなということをお伺いしたいというふうに思います。それと医療費の抑制についてはこれはなかなか判断は難しいのではないかなというふうに思うんですよね。それで、あのさきほど説明されていましたが、やはり受診より薬剤の投与をされるそちらの比率が大きくなってきますから、それらについてどういう対応をされているのかということについては一人ひとりを把握するということは非常に困難なのではないかなというふうに思いますけれども、それらについてもやはりきちんとした目配りをしていただかなければ、実際に今後医療を受けたくても実際に受けることができなくなってしまうというようなことになって困るというふうに思うんですよ。最近やはり痛ましい事件、事故が非常に相次いでいるわけですが、これも貧富の格差が広がっているとか、それとも関係が十分あると思うんですが、そういうことでやはり町としても一人ひとりの健康だとか生活だとかそういうものに目配りをしていただかなければ、事件、事故が起きてからではちょっと困るのではないかなというふうに私は思うんですよね。それとできれば繰上充用、こういう時だからこそこの額で留まったわけですが、これについては町は、この程度の場合是一般会計で補助すべきではなかったのかなというふうに思うんですが、その判断がどういうふうにして行われたのかその辺についてもう一度説明をお願いしたいと思います。

税財政課長 議長。

議長 税財政課長。

税財政課長 ご答弁申し上げます。まず、機構、いわゆる広域地方税滞納整理機構の件にお答えしたいと思います。すでに4月1日をもって設立され、厚岸町から30件の機構への引継をいたしております。それにさきだちまして、機構の方に引継をいたしたいと滞っている方への催告状等々を当町におきましては本年3月の定例会でも説明させていただきましたが、全体でいわゆる175件の発送をさせていただいたところでございます。それによりまして催告、機構への引継をいたしますという通知をいただいた方々から、アナウンス効果といえましょうかそういうことで、これは2月段階での数字でございますが、800万円ほどの納入がございました。これは少なからず滞納の繰越分の収納率の向上に繋がっているというふうに考えてございます。それから困窮者等々に対する対応についてでございますが、この機構にいわゆる引継、引き継ぐ際におきましても、それぞれ、機構に対しては厚岸町は30件の枠がございましたが、その機構に

対する引継に際しましては、課全員におきまして、それぞれ臨戸徴収等々で対応している状況を全ての担当者が一堂に会しまして、それを判断をして、合議によって全員の一致をもって30人の決定をさせていただいているところでございます。それからその対応につきまして、減免等の、当然、条例等々の規定による状況も出てくるかと思いますが、その辺も含めまして、総合的に判断をした上で30件を決定させていただいて機構に4月1日付で引き継ぎさせていただいたところであります。それから一般会計の国民健康保険特別会計に対する繰出ということでございますが、2000万円まで縮小になったことは、繰出総額で2億2000ということでございます。19年度中にこの医療費等々がどういう推移をたどるかこれは今後、様子を見させていただきたいということと、それから税の収納率、今、議員がおっしゃったとおり機構へ引き継いだ分がどの程度効果があるかということも見極めながら、その歳入を増やすこと、それから医療費の支給を減らすといえますか、削減するといえますか、そういうことも含めまして、歳入・歳出を総合的に判断した上で一般会計からのいわゆる繰出による収支均衡が図られるかどうか、19年度中に判断して、適切な対応を取っていききたいというふうに考えてございますのでご理解を賜りたいと思います。

町民課長

議長。

議長

町民課長。

町民課長

医療費の抑制の問題、それから特に医療機関にかかれなくなるのではないかとの方々も含めた行政としての目配りの問題であります。私も、昨年8月に、特に65歳以上の方々の負担限度額の改正そのものがございまして、国民健康保険におけます65歳以上のいわゆる老人保健を除く方でありまして、約1370名いらっしゃいまして、その内、課税区分、今までは非課税という区分で医療費の自己負担も少ない金額でいいところから課税世帯に切り替わるという方々が106名いらっしゃいまして、医療費の実績で申し上げますと年間約5千円近くの負担の増が影響としてあるのではないかと推計も昨年の8月の段階で資料として集めてみたところであります。たかが5千円というはなしになるのか、いやいや5千円というのは大きいぞというレベルの話もございます。そういう意味では、・・・、薬剤の話もありました。お話し趣旨はいろいろな薬が出されて、飲まないのにそういう薬も出されているのではないかと含めた視点でのお話しかないと思いますが、今は患者さん主導、あるいは医療機関主導の中での薬剤投与でありますから、これからの課題としては当然、お一人お一人の医療情報みたいなものを保健指導として蓄積をしながら、どんな薬を飲んでいるのと、こ

ういう薬は要らないんでないのと、具体的な話ができる関係にですね、作り上げていくことがおっしゃられるような薬剤の比率の把握に繋がってくるのっではないか。それで最後におっしゃられた医療費抑制の状況については、今後も関心をもちながら目配りをしていきたいというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思います。

10番

10番。

議長

10番、谷口議員。

10番

あの、今、説明を受けたんですけれども、医療制度を含めて今、どんどん変わっていますよね。そういうことに対してやはり私は、この医療抑制がある意味あるのではないかなというふうに思うんです。実際にかかりたくてもかかれない人も一方にはあるんだということを、やはりきちんとおさえていかなければならないのではないかなというふうに思うんですよね。それでさきほどから説明されているように一定の割合で高齢者の件数などが増えているけれども、金額と比較するとどうなのかなという説明をされておりますけれども、来年は、今度は後期高齢者医療制度が始まるということ、そうすると国民健康保険はどうなっていくのかなということで全く予測のつかない状況にある意味あるのではないかなと思うんですよ。それでやはりこういうときに私は、一般会計できちっとした対応を取っておいた方が後々ともない額になってしまうようなことがないのか私は危惧しているんですよ。そういうことを考えると私は、是非、繰上充用という方法ではなくて一般会計で解決をしていくというふうな方法を出していただきたかったなというふうに私は思います。それともう一つお願いしたいのですが、この滞納されている方の特に生活困窮者に対する対応、これがひとつ間違えると大変なことになるのではないかなというふうに思うんですよ。その点についてはやはり、本当にきちっとした対応を取っていただかなければ困るし、それから滞納されている方の中にもその時の事情をきちんと十分に把握された上で対応していかなければ、その後の生活、経営に大きな支障をきたす、そういうことにならないような対応もきちんと取っていただかなければ困るのではないかなと私は危惧いたします。そういう点でただ納入率の向上だけではなくて厚岸町で生活が出来るような、生活、経営が出来るような対応をきちんと考えながら進めていかなければ困るということをつけ加えておきたいと思うんですが、その辺についてどのように考えているかもう一度説明をお願いいたします。

税財政課長

議長。

議長

税財政課長。

税財政課長

ご答弁申し上げます。議員、ご指摘のこの度の繰上充用ではなくて、黒字にさせていただいたかったというようなご指摘でございます。議員ご承知の通りこの予算編成につきましては、本年3月の18年度の国保会計の補正予算で繰入金を8千万円計上させていただいたところでございます。この時点におきましては、医療費がこれだけ落ると歳入歳出それぞれ総合的に判断してこのような状況になるということはちょっと推測しかねる部分が多分にあったところでございます。従いまして、17年度等々の数字、医療費等をもとに推計をさせていただいて、少なくとも1億3千万円程度の赤字を増やさない程度の繰入を計上させていただいたところであります。しかしながら結果として決算を迎えた段階において医療費の減額、国庫金等の増ということで2千万円程度に縮小されたということでございますので本年3月時点における推測にあたっては情報不足、それから先の読みが極めて難しかったということでご理解賜りたいと思います。それから2点目の困窮者についてでございますが、滞納というか、滞っている方について何が何でも納めていただきたいというようなこと、例えば役場の職員が臨戸徴収に伺う場合、それからさきほど議員ご指摘の機構にお任せ、引き継いだ分、それぞれございますが、これにつきましては、双方、機構と役場と連絡を密にしながら慎重かつ繊細な判断をもって困窮者等々の適切な判断のもとに対応してまいりたいと思います。単純に機構にお任せをして何が何でも強制的に執行ししてしまうというようなことがないように連絡を密にして進めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声)

議長

なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議長

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審査は、全部終了いたしました。

よって、平成19年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後12時20分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年 5 月25日

厚岸町議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____